

対する補助率に差があるが統一して欲しい」などの意見や要望が出されました。

事務局から、「各商工会で行っている事業内容などに差異があるため、合併時に基準を統一することは難しいと判断しています。事業内容、事務量等を調査する必要があります。合併後に総合的な視点で調整していきます」と説明がありました。

商工・観光関係事業の取扱いについては、継続協議となりました。

●第20号議案 新市の名称について

前回の会議で合意されていた「新市の名称」について、「新市の名称は、久留米市とする」ことが提案され、全会一致で承認されました。

●第21号議案 新市の事務所の位置について

前回の会議で合意されていた「新市の事務所の位置」について、「新市の事務所の位置は、久留米市城南町15番地3（現在の久留米市庁舎）とする」ことが提案され、全会一致で承認されました。

●第22号議案 町名・字名の取扱いについて

前回の会議で合意されていた「町名・字名の取扱い」について、「(1)町・字の区域については現行どおりとする(2)町・字の名称については、久留米市は現行どおりとし、4町については旧自治体名である町名を付し、「大字」の表記を削除した形態に変更する。なお、その名称については、各町の意向により合併までに調整する」ことが提案されました。

委員から、「行政区名を大字の替わりに使用できるのか」との質問が出され、事務局より「行政区名を大字の替わりに使用することは区域の変更が必要な場合があり、合意された調整の方向性とは異なります」との説明がありました。

●町・字の名称について（参考資料）

町・字の名称については、久留米市は現行どおりとし、田主丸町、北野町、城島町及び三瀧町については、旧自治体名を付し、「大字」の表記を削除した形態に変更すると、次のような表示になります。

(現行)	(合併後の例)
○久留米市城南町15番地3	→ 久留米市城南町15番地3（現行どおり）
○浮羽郡田主丸町大字田主丸459番地の11	→ 久留米市田主丸町田主丸459番地の11
○三井郡北野町大字中3298番地2	→ 久留米市北野町中3298番地2
○三瀧郡城島町大字槇津743番地2	→ 久留米市城島町槇津743番地2
○三瀧郡三瀧町大字玉満2779番地の1	→ 久留米市三瀧町玉満2779番地の1

「町名・字名の取扱い」については、継続協議となりました。

●第23号議案 一般職の職員の身分の取扱いについて

「一般職の職員の身分の取扱い」については、「4町の一般職の職員は、すべて久留米市の職員として引き継ぐ」ことなどが提案されました。

●第24号議案 特別職の身分の取扱いについて

「特別職の身分の取扱い」については、「4町の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、1市4町の長が別に協議して定める」ことが提案されました。

●第25号議案 条例、規則等の取扱いについて

「条例、規則等の取扱い」については、「久留米市の条例、規則等を適用する。ただし、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行うものとする」ことが提案されました。

●第26号議案 国際交流事業、姉妹都市の取扱いについて

「国際交流事業、姉妹都市の取扱い」については、「(1)現在実施している国際交流事業は、新市に引き継ぐ。新市における青少年交流は、友好・姉妹都市交流を中心とした青少年交流事業のなかで見直しを行う(2)姉妹都市・友好都市については新市に引き継ぐ。友好都市については新市において改めて検討する」ことが提案されました。

●第27号議案 道路事業に関する取扱いについて

「道路事業に関する取扱い」については、「○幹線及び補助幹線道路の整備については、継続事業は現行どおり新市に引き継ぐものとし、合併後の整備については、久留米市の例を基本に統一化を図る ○生活道路の用地処理は三分の間、現行どおりとし、統一化に向けた検討を行う ○舗装修繕・路面清掃・除草をはじめとした維持のあり方については、久留米市の例を基本に制度統一を図る」ことが提案されました。

委員から、「町では、道路愛護として年に数回、全住民が除草や砂利入れなどの道路維持・補修を行っているが、どうなるのか」との質問が出されました。

事務局より「道路愛護の実態を把握した上で、道路愛護団体等の支援を含め、新市で調整していきます」との説明がありました。

●第28号議案 公共交通に関する取扱いについて

「公共交通」に関する取扱いについては、「合併時に運行されているコミュニティバスについては、原則として新市に引き継ぐ。また、旧市町での運行及び検討内容を踏まえ、新市として再検討し、合併後速やかに、新市としてのコミュニティバスの運行を図る」ことなどが提案されました。

●第29号議案 土地利用に関する取扱いについて

「土地利用に関する取扱い」について